

子ども手当に関する決議

平成22年度に創設された子ども手当は、児童手当との併給方式とされ、地方負担が継続して求められることになったが、平成22年度限りの措置として受け止めたところである。

今後、子ども手当の在り方については、「国と地方の協議の場」、「地域主権戦略会議」等で、総合的な子育て支援策も含め検討が行われることになっているが、国は、特に下記事項について万全の措置を講じられたい。

記

- 1 平成23年度以降の子ども手当について、地方負担分を撤廃し、システム開発経費等の事務費や人件費を含め全額国庫負担とするとともに、市町村の事務負担を極力軽減すること。
- 2 平成23年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し、国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

以上 決議する。

平成22年10月15日

第157回北信越市長会総会